

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年8月 13 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300914 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400049 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成28年12月28日の標準賞与額を19万2,000円に訂正することが必要である。

平成28年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成28年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成28年12月28日の標準賞与額を19万5,000円に訂正することが必要である。

平成28年12月28日に係る標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求者のB社の令和2年1月6日の標準賞与額を20万5,000円に訂正することが必要である。

令和2年1月6日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る令和2年1月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和63年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成28年12月28日
② 令和2年1月6日

「ねんきん定期便」の内容を確認していたところ、A社の請求期間①及びB社の請求期間②に係る賞与の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、A社及びB社に係るオンライン記録及び履歴事項全部証明書によると、両社の事業主は同一であることが確認できるところ、請求者から提出された2016年12月及び2019年12月の賞与明細書、当該事業主から提出された平成29年分及び平成31年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）並びに預金通帳により、請求者は、平成28年12月28日にA社から、令和2年1月6日にB社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。
一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成28年12月28日は19万2,000円、令和2年1月6日は20万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年12月28日及び令和2年1月6日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①について、2016年12月の賞与明細書及び平成29年分の源泉徴収簿により、請求者は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を上回る賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び源泉徴収簿により確認できる賞与額から、19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300915 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400050 号

第1 結論

請求者のA社における平成24年7月13日の標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

平成24年7月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年7月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年7月13日

A社から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。賞与支給明細書を提出するので、調査の上、保険給付の対象となる年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与支給明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、当該期間にA社から1万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額1万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていることが確認できる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年7月13日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和元年10月4日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年7月13日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300467 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400047 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

請求期間にA社のB店及びC店に勤務したが、左手首が腱鞘炎になり退職した。少し期間をおいて、A社に再入社して本社に勤務したが、仕事が合わずに退職した。請求期間に腱鞘炎を理由として傷病手当金を受給したが、傷病手当金の支給要件として 6 か月以上の被保険者期間が必要であり、請求期間に厚生年金保険にも加入していたはずであるため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

D 健康保険組合（以下「健康保険組合」という。）から提出された適用台帳により、請求者は、請求期間のうち、平成 11 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の総務担当者は、請求者の健康保険と厚生年金保険の資格取得日が異なっていることについて、請求期間当時、健康保険と厚生年金保険の資格取得日が異なる人がいることは聞いており、健康保険だけに加入することはあると思う旨陳述している。

また、A社の事業主は、請求期間に係る賃金台帳等の資料を保存しておらず、請求者は、給与明細書等を保有していないことから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、i) A社の総務担当者は、平成 13 年頃に社会保険事務所（当時）の調査が入り、2 年遡及して従業員を厚生年金保険に加入させたことがあったと聞いている旨陳述しているところ、オンライン記録により、平成 13 年 8 月 14 日付けで多数の従業員について、遡及して厚生年金保険被保険者資格の取得処理が行われていることが確認できること。ii) A社において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録を有し、店舗で勤務していた旨回答している複数の従業員が、平成 13 年頃に 2 年遡及して厚生年金保険に加入した旨、また、遡及して厚生年金保険

に加入した後、複数年に渡り遡及して加入した分の厚生年金保険料を会社に対して分割で支払った旨陳述していること。ⅲ) A社において、平成11年以降に厚生年金保険被保険者資格を取得し、請求期間に被保険者記録を有する34人に文書照会を行い、複数の者から回答を得られたところ、回答者の一人は、当該期間当時に店舗において調理等の業務を行っていたが、入社後10年くらいは国民年金に加入していた旨陳述していることから判断すると、当該期間当時の同社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険の被保険者とする取扱いではなかったことがうかがえる。

なお、請求者は、請求期間に腱鞘炎になり、当該期間に傷病手当金を受給した旨、また、傷病手当金の支給要件として、6か月以上の被保険者期間が必要であった旨主張しているところ、健康保険組合からの回答により、請求者の傷病手当金支給期間は、平成11年12月9日から同年12月19日までの期間であり、平成12年4月4日に申請していることが確認できる上、健康保険組合の担当者は、傷病手当金の支給要件に6か月以上の被保険者期間を必要とする要件はない旨陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300513 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400048 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成 5 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 11 月 24 日から同年 12 月 1 日まで

A社を平成 29 年 11 月 30 日に退職したが、同社に係る資格喪失年月日が同年 11 月 24 日となっているので、当該資格喪失年月日を同年 12 月 1 日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された携帯電話用アプリケーションの履歴によると、請求者は、平成 29 年 11 月 30 日に医療機関を受診し、同年 12 月 1 日に A 社に健康保険証を返却する予定であったことがうかがえるところ、請求者は、健康保険証を返却した際に、退職届を書いたと思う旨陳述している。

しかしながら、A 社から提出された請求者の退職届により確認できる退職年月日及び雇用保険の加入記録により確認できる請求者の同社における離職年月日は、いずれも平成 29 年 11 月 23 日であり、オンライン記録により確認できる請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（平成 29 年 11 月 24 日）と符合している上、当該退職届には、請求者の署名捺印が確認できる。

また、請求者から提出された預金通帳及び A 社から提出された給与支給明細書により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、請求者は請求期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる上、請求者の当該期間当時の住所地を管轄する B 市役所の回答によると、請求者は、当該期間において国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。